

しながわゼロカーボンアクション助成事業実施要綱

制定 令和 7 年 4 月 1 日 区長決定

要綱第 8 3 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、品川区（以下「区」という。）の区域内（以下「区内」という。）に、再生可能エネルギーを利用して電力等のエネルギーを作る機器等を設置する者に対し、その経費の一部を助成することにより、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出量を削減し、もって持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区内に住所を有する者をいう。
- (2) 管理組合等 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 12 年法律第 149 号）第 2 条第 3 号に規定する管理組合または同法第 2 条第 4 号に規定する管理者等をいう。
- (3) 法人 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社をいう。
- (4) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者または個人事業主をいう。
- (5) 集合住宅 1 棟の建物のうち構造上区分され、独立して住居としての用に供することができる部分が 2 戸以上ある建物をいう。
- (6) 戸建住宅 独立した 1 棟の建物であり、集合住宅以外の住宅をいう。
- (7) 二酸化炭素排出量算定クラウドサービス 次に掲げる要件をすべて満たすもので、区長が認めたものをいう。
 - ア 二酸化炭素排出量の算定を支援し、事業者の環境経営に資するもの
 - イ 二酸化炭素排出量の削減に向けた分析機能や取組提案などのサポートがあるもの
- (8) B E L S 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 33 条の 2 に基づく建築物省エネルギー性能表示制度をいう。
- (9) B E L S 評価書 B E L S に基づき、建物の省エネルギー性能を第三者評価によって認証したことを証明するものをいう。

- (10) ZEB 先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物で、BELS評価書を取得した建築物をいう。
- (11) ZEH 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支が概ねゼロとすることを目指した住宅をいう。
- (12) 東京ゼロエミ住宅 東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱(令和元年6月28日付31環地環第86号)に規定する東京ゼロエミ住宅をいう。
- (13) 上乗せ設計費 ZEBに係る設計・検討および省エネ計算に要する費用をいう。

(対象機器等、助成対象者および助成要件等)

第3条 助成の対象機器等(以下「助成対象機器等」という。)、助成対象者、助成要件、設置等の対象となる建物、対象経費および助成金額は、別表に定めるものとする。

(助成対象機器等の設置等完了日)

第4条 助成対象機器等の設置等完了日は、機器の設置が完了した日とする。ただし、次に掲げる助成対象機器等については、それぞれ当該各号に定める日とする。

- (1) 省エネルギー家電 対象機器を購入した日
- (2) 二酸化炭素排出量算定クラウドサービス 利用開始日から3か月以上経過した日
- (3) ZEB設計 BELS評価書の交付を受けた日
- (4) ZEH 経済産業省の「住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業」または環境省の「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業」において、補助対象住宅として補助金の確定を受けた日
- (5) 東京ゼロエミ住宅 東京都の「東京ゼロエミ住宅普及促進事業」において、補助対象住宅として補助金の交付決定を受けた日

2 太陽光発電システム、蓄電池システム、事業所用LED照明、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム、ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器お

よび宅配ボックスの設置が建物の新改築工事に付随する場合は、建物完成後の引き渡し時点で設置が完了したものとみなす。

- 3 助成対象機器等の設置等完了日は、助成を受けようとする年度の4月1日から翌年3月末日までの間の日でなければならない。ただし、第1項第4号および第5号の設置等完了日については、国等の補助金の交付決定を受けた日の翌日から起算して1年以内の区長が認めた日を設置等完了日とみなすことができる。

(交付申請等)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象機器等の設置等完了日後に、しながわゼロカーボンアクション助成金交付申請書兼請求書（第1号様式）および対象機器等詳細説明書（第2号様式）に、別に定める必要書類を添付して、区長に対し助成金の交付および請求申請をしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、電子情報処理組織を使用して助成金の申請および請求を行わせることができる。この場合において、申請者は電子上で必要な事項を回答するとともに、前項に掲げる書類の電磁的記録を提出しなければならない。

(受付期間等)

第6条 助成金の交付および請求申請の受付期間は、別に定める期間とする。

- 2 助成金の交付および請求申請の受付は先着順に行い、助成件数が予定件数に達した日をもって、申請の受付を終了する。

(助成金額の確定および交付決定等)

第7条 区長は、第5条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成要件に適合すると認めるときは助成金の交付を決定し、助成金額を確定するものとする。

- 2 前項の規定により助成金の交付が決定したときは、しながわゼロカーボンアクション助成金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するとともに、速やかに助成金を交付するものとする。
- 3 第1項の規定による審査により助成要件に適合しないと認めるときは、助成金の不交付を決定し、しながわゼロカーボンアクション助成金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(手続代行者)

第8条 申請者は、第5条の助成金の交付および請求申請について、施工業者等（以下「手続代行者」という。）に対してこれらの手続きを依頼することができる。

(申請内容の取下げ等)

第9条 助成金の交付を決定された者（以下「助成決定者」という。）は、第7条の規定による決定後、第5条の規定による申請を取り下げるときは、直ちにしながわゼロカーボンアクション助成金取下届出書（第5号様式）により区長に届け出なければならない。

- 2 区長は、前項に掲げる届出を受けたときは、助成金の交付決定を取り消すこととし、速やかに助成決定者にその旨を通知する。
- 3 区長は、助成金の交付を受けた者が前項の規定により助成金の交付決定が取り消されたときは、助成金について返還を求めることができる。

(交付決定の取消および助成金の返還等)

第10条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定または助成に付された条件に違反したとき。
- 2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、速やかに助成決定者にその旨を通知する。
- 3 区長は、助成金の交付を受けた者が前項の規定により助成金の交付決定が取り消されたときは、助成金について返還を求めることができる。

(調査等)

第11条 区長は、助成金に関し必要があると認めるときは、助成決定者から報告を求め、または自ら調査を実施することができる。

(報告等)

第12条 前項に規定する報告のほか、区長は助成決定者に対し、必要に応じてその他の報告および資料の提供等を求めることができる。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市環境部長が別に定める。

付則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

助成対象機器等	助成対象者	助成要件	設置等の対象となる建物	対象経費	助成金額
太陽光発電システム （家庭用）	1 自らの居住の用に供する住宅に対象機器を設置した区民 2 区内に事業の用に供する目的で、事業所または戸建住宅を所有または賃借し、当該建築物に対象機器を設置した中小企業者等	1 IEC電気機器安全規格適合試験制度で認定されている認証機関（JET、VDE、TÜV Rheinland Japan、UL Japan等）により、認証を受けた製品であること。 2 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。	戸建住宅 集合住宅 延べ床面積150㎡未満の事業所	機器設置費用	出力1kWあたり5万円※1 （上限20万円）
太陽光発電システム （業務用）	1 区内の集合住宅の共有部分に対象機器を設置した管理組合等 2 区内に事業の用に供する目的で、事業所または集合住宅を所有または賃借し、当該建築物に対象機器を設置した中小企業者等		集合住宅 延べ床面積150㎡以上の事業所		出力1kWあたり5万円※1 （上限50万円）
蓄電池システム （家庭用）	1 自らの居住の用に供する住宅に対象機器を設置した区民 2 区内に事業の用に供する目的で、事業所または戸建住宅を所有または賃借し、当該建築物に対象機器を設置した中小企業者等	1 太陽光発電システム（助成金の交付申請より前に蓄電池システムと接続済みであること）を利用して充電できること。 2 一般社団法人環境共創イニシアチブ（SIJ）において、蓄電池システム製品として登録されているもの。	戸建住宅 集合住宅 延べ床面積150㎡未満の事業所	機器設置費用	出力1kWhあたり3万円※1 （上限30万円）
蓄電池システム （業務用）	1 区内の集合住宅の共有部分に対象機器を設置した管理組合等 2 区内に事業の用に供する目的で、事業所または集合住宅を所有または賃借し、当該建築物に対象機器を設置した中小企業者等	3 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。	集合住宅 延べ床面積150㎡以上の事業所		出力1kWhあたり3万円※1 （上限30万円）
事業所用LED照明	1 区内に事業の用に供する目的で、事業所または住宅を所有または賃借し、当該建築物に対象機器を設置した中小企業者等（個人事業主が賃借人を居住させる目的で賃貸する建築物に対象機器を設置する場合は対象外とする）	1 事業の用に供する建物に設置するLED照明が以下の機器の種別に応じた基準をすべて満たすものであること。 (1) L E D 照明器具 ①固有エネルギー消費効率が85lm/W以上であること。 ② L E D モジュール寿命が40,000時間以上あること。 (2) L E D を光源とした内照式表示灯 ①定格寿命が30,000時間以上であること ③電球形 L E D ランプ ①エネルギー消費効率が70 lm/W以上であること。 ②定格寿命が30,000時間以上あること。 2 機器設置費用が10万円以上であること。 3 区内に所在地を有する施工業者の設置工事により移設できないように固定されていること。	戸建住宅 集合住宅 事業所	機器設置費用	機器設置費用の1/2（上限50万円）
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）	1 自らの居住の用に供する住宅に対象機器を設置した区民	1 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）に登録されているもの。 2 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。	戸建住宅 集合住宅	機器設置費用	上限20万円
ヒートポンプ給湯器（エコキュート・ハイブリッド給湯器）	1 自らの居住の用に供する住宅に対象機器を設置した区民	1 エコキュートについては、JIS C9220に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上（寒冷地仕様は2.7以上） 2 ハイブリッド給湯器については、熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が102%以上 3 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。	戸建住宅 集合住宅	機器設置費用	上限5万円
潜熱回収型給湯器（エコジョーズ・エコフィール）	1 自らの居住の用に供する住宅に対象機器を設置した区民	1 エコジョーズについては、給湯暖房器の場合は、給湯部熱効率が94%以上。給湯単能器、ふろ給湯器の場合は、モード熱効率が83.7%以上。 2 エコフィールについては、油だき温水ボイラーの場合は、連続給湯効率が94%以上。石油給湯機（直圧式）の場合は、モード熱効率が81.3%以上。石油給湯機（貯湯式）の場合は、モード熱効率が74.6%以上。 3 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。	戸建住宅 集合住宅	機器設置費用	上限3万円
省エネルギー家電 （エアコン）	1 自らの居住の用に供する住宅で使用する目的で、対象機器を購入した区民	1 既設の機器のリサイクルをともなう購入であること。 2 区内の実店舗で購入した機器であること。 3 日本産業規格 C 9 9 0 1 に基づく省エネルギー基準達成率が以下に該当すること。 (1) エアコン 100%以上（目標年度2027年度） 上記省エネルギー基準達成率の定めの無い機器については過年エネルギー消費効率（APF）が5.3以上であること。 (2) 冷蔵庫 105%以上（目標年度2021年度）	戸建住宅 集合住宅	機器本体費用	上限1万円
省エネルギー家電 （冷蔵庫）					

別表（第3条関係）

助成対象機器等	助成対象者	助成要件	設置等の対象となる建物	対象経費	助成金額
宅配ボックス （戸建住宅用・区内業者発注）	1 自らの居住の用に供する戸建住宅に対象機器を設置した区民 2 区内に事業の用に供する目的で戸建住宅を所有または賃借し、当該住宅に対象機器を設置した法人・個人事業主	1 施錠できる構造となっていること。ただし、南京錠で施錠するものは除く。 2 3辺の合計が75cm以上の荷物が投函できる大きさがあること。ただし、集合住宅用の機器については、1つ以上のボックスが本要件を満たすこと。 3 袋式および折りたたみ式でないこと。 4 業者の設置工事により移設できないように固定されていること。	戸建住宅	機器設置費用	機器設置費用の1/2 （上限5万円）
宅配ボックス （戸建住宅用・区外業者発注）					機器設置費用の1/2 （上限3万円）
宅配ボックス （戸建住宅用・IOT対応・区内業者発注）					機器設置費用の1/2 （上限15万円）
宅配ボックス （戸建住宅用・IOT対応・区外業者発注）					機器設置費用の1/2 （上限13万円）
宅配ボックス （集合住宅用・区内業者発注）	1 区内の集合住宅の共有部分に対象機器を設置した管理組合等 2 区内に事業の用に供する目的で集合住宅を所有または賃借し、当該建築物に対象機器を設置した法人・個人事業主	※IOTとは、モノのインターネットを指し、機器自体がインターネットに接続しているタイプの製品をいう。 ※区内・区外業者の判断は、購入先または工事を請け負った業者が区内または区外に所在地を有するか否かで行うものとする。	集合住宅	機器設置費用	機器設置費用の1/2 （上限10万円）
宅配ボックス （集合住宅用・区外業者発注）					機器設置費用の1/2 （上限8万円）
宅配ボックス （集合住宅用・IOT対応・区内業者発注）					機器設置費用の1/2 （上限20万円）
宅配ボックス （集合住宅用・IOT対応・区外業者発注）					機器設置費用の1/2 （上限18万円）
二酸化炭素排出量算定クラウドサービス	1 区内に事業の用に供する目的で事業所を所有または賃借し、当該事業所で対象サービスを利用した中小企業者等	1 二酸化炭素排出量の算定を支援し、事業者の環境経営に資するもの 2 二酸化炭素排出量の削減に向けた分析機能や取組提案などのサポートがあるもの 3 月または年単位で利用料が発生する対象サービスを、3か月以上継続して利用したこと。※2	事業所	助成を受けようとする年度内に支払った対象サービスの利用に要する初期費用、および年度内に利用したサービス料金を合算した金額	上限30万円
ZEB設計 （延べ床面積が300㎡以上2,000㎡未満）	1 区内にZEBを建設する法人	1 新築、増改築、既存改修のいずれかを目的としてZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Orientedのいずれかの認証を受けること。 2 建築するZEB建築物の延べ床面積が300㎡以上であること。 3 上乗せ設計費を区内に所在地を有する建築事務所または区内に住所を有する建築士に支払ったもの。	区内に建設済みまたは建設予定のZEB建築物	ZEB設計に係る上乗せ設計費	上限150万円
ZEB設計 （延べ床面積が2,000㎡以上）					上限300万円
ZEH	1 区内にZEHまたは東京ゼロエミ住宅の認証住宅を新築で購入する区民	1 次のいずれかの補助金の交付決定を受けた戸建住宅であること。 (1)ZEH 経済産業省の「住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業」または環境省の「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」において、補助対象住宅として補助金の交付決定を受けた戸建住宅であること。 (2)東京ゼロエミ住宅 東京都の「東京ゼロエミ住宅普及促進事業」において、補助対象住宅として補助金の交付決定を受けた戸建住宅であること。 2 申請者が工事発注した住宅であること。 3 「1」の補助金の交付決定を受け、その交付決定日の翌日から起算して1年以内に申請を行うこと。	戸建住宅	ZEHまたは東京ゼロエミ住宅の購入費用のうち、建物本体費用・付帯設備費用	上限30万円
東京ゼロエミ住宅					

※1 小数点以下第3位を切り捨て

※2 令和7年3月31日以前の対象サービスを利用していた期間については、助成要件に係る利用期間には加えない。

備考

- 申請は対象機器等の種別ごとに同一年度内において、各1回限りとする。ただし、宅配ボックスについては設置する建物が異なる場合においては複数回申請することができることとする。
- 同一の対象機器等に対し、複数人が交付申請を行うことは不可とする。
- 対象機器等は、未使用のものに限る。
- 対象機器等について、区他の助成を受けている場合は助成対象外とする。
- 助成対象者は法令等および公序良俗に反していない者とする。
- 同一の建物を申請者が居住および事業の用に供している場合は当該建物は事業所とみなすものとする。
- 「機器設置費用」とは、「機器費」と「設置費用」の合計額とする。
(1)機器費とは、機器本体およびその設置に必要な関連部材の購入費とする。
(2)設置費用とは、対象機器等の本体や部材、架台等の附属設備の購入およびこれらの取り付けに関わる工事に要する費用とする。
ただし、「工事費一式」「諸経費」など内容が明確でないものおよび設置機器に直接必要ない付属品およびそれに係る工事費等は機器設置費用に含まないものとする。
- 国または東京都から対象機器等に係る同種の助成金の交付の決定を受けている場合は、対象経費から当該助成金の決定額を控除した額と別表第1に定める上限額を比較し、いずれか低い額を助成金額とする。
- 助成対象経費は、いずれも消費税を除いた金額とする。
- 0 助成金額に1,000円未満の端数があるとき、または助成金額が1,000円未満であるときは、その端数または全額を切り捨てるものとする。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長 あて

しながわゼロカーボンアクション助成金交付申請書兼請求書

しながわゼロカーボンアクション助成事業実施要綱に基づき必要書類を添付し、下記のとおり交付申請をします。交付決定後は、決定金額を下記の口座にお振込みください。

記

1. 申請者

申請者区分 (いずれかに☑)	区民	管理組合／ 管理者等	中小企業者	法人 (中小企業者 以外)	個人事業主
住所または所在地	〒 ー				
氏名または事業者名・代表者名	フリガナ				
担当者名 (同上の場合は不要)	フリガナ				
電話番号					

2. 手続代行者

交付申請を申請者以外が行う場合は記載してください。

住所または所在地	〒 ー				
氏名または事業者名・代表者名	フリガナ				
担当者名 (同上の場合は不要)	フリガナ				
電話番号					

3. 設置等の建物の状況

設置等対象建物 所在地・建物名称	〒 品川区									
設置等対象建物の状況 (複数可)	戸建住宅			集合住宅			事業所			

4. 申請対象機器等

助成対象機器等 (いずれかに☑) ※複数可	太陽光発電システム	蓄電池システム	事業所用LED照明	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム (エネファーム)
	ヒートポンプ給湯器 (エコキュート・ハイブリッド給湯器)	潜熱回収型給湯器 (エコジョーズ・エコフィール)	省エネルギー家電 (エアコン)	省エネルギー家電 (冷蔵庫)
	宅配ボックス	二酸化炭素排出量算定クラウドサービス	ZEB設計	ZEH・東京ゼロエミ住宅
交付申請および請求額(合計額)	円			

5. 他の助成金との併用

国や都等の助成金と併用される場合に記載してください。

助成対象機関等			
助成事業名			
助成金交付決定額	円	円	円

6. 振込先金融機関

金融機関名					☐ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合	支店名					☐ 本店 ☐ 支店 ☐ 出張所
金融機関コード					※不明な場合は空欄	支店コード					※不明な場合は空欄
預金種別	☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他				口座番号 (右詰め)						
口座名義人 (カタカナ)	※必ず申請者ご本人様の口座を記入してください。 ※氏と名の間は1マス空けてください。濁点 (・) ・半濁点 (゜) は1文字として記入してください。										

区 使 用 欄	收受日	申請区分	チェック	受付者	決定区分	助成決定金額					不交付理由	2次 チェック	管理番号
	/	☐ 1:来庁 ☐ 3:電子 ☐ 2:郵送	申請書 添付書類		☐ 1:交付 ☐ 2:不交付	円							

対象機器等詳細説明書

しながわゼロカーボンアクション助成金の申請対象となる機器等についてご記入ください。

太陽光発電システム	設置完了年月日	年 月 日		
	製造者（メーカー名）			
	型式名および公称最大出力と使用枚数	①	W× 枚	合計 kW (小数点第3位切捨)
		②	W× 枚	
		③	W× 枚	
事業所延床面積	(事業所への設置時のみ記入) m ²			
助成対象経費 (機器本体+設置工事費)	円 (税抜)	助成金申請額 (5万円/kW、家庭用上限20万円、 業務用上限50万円)	円 (1,000円未満切捨)	

蓄電池システム	設置完了年月日	年 月 日		
	製造者（メーカー名）			
	型式名			
	SII登録（パッケージ）型番			
	定格容量	kWh (小数点第3位切捨)		
	事業所延床面積	(事業所への設置時のみ記入) m ²		
助成対象経費 (機器本体+設置工事費)	円 (税抜)	助成金申請額 (3万円/kWh、上限30万円)	円 (1,000円未満切捨)	

事業所用LED	設置完了年月日	年 月 日		
	施工業者所在地	品川区		
	施工業者名			
	設置等対象建物の詳細	☐ 自己所有 ☐ 賃貸 ☐ 居住用途（アパート等） ☐ 事業用途（テナントビル等） ☐ 自己使用		
		☐ 自己所有以外（賃借物件等）		
	LED照明	固有エネルギー消費効率: 1m/W	LEDモジュール寿命: 時間	
	LED光源の内照式表示灯	定格寿命: 時間		
電球形LEDランプ	エネルギー消費効率: 1m/W	定格寿命: 時間		
助成対象経費 (機器本体+設置工事費)	円 (税抜)	助成金申請額 (対象経費×1/2、上限50万円)	円 (1,000円未満切捨)	

家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）は「給湯器①」に記入
ヒートポンプ給湯器（エコキュート・ハイブリッド給湯器）は「給湯器②」に記入
潜熱回収型給湯器（エコジョーズ・エコフィール）は「給湯器③」に記入

給湯器①	設置完了年月日	年 月 日			
	製造者（メーカー名）				
	型式名				
	助成対象経費 (機器本体+設置工事費)	円 (税抜)	助成金申請額 (上限20万円)	円 (1,000円未満切捨)	
給湯器②	設置完了年月日	年 月 日			
	製造者（メーカー名）				
	型式名				
	機器の種別（いずれかに○）	A エコキュート B エコキュート（寒冷地仕様） C ハイブリッド給湯器			
給湯器③	(A・B) 年間給湯保温効率・年間給湯効率		(C) 年間給湯効率	%	
	助成対象経費 (機器本体+設置工事費)	円 (税抜)	助成金申請額 (上限5万円)	円 (1,000円未満切捨)	
	設置完了年月日	年 月 日			
	製造者（メーカー名）				
	型式名				
	機器の種別（いずれかに○）	A エコジョーズ B エコフィール			
	(A) 該当機器および給湯部熱効率またはモード熱効率	☐ 給湯暖房機	給湯部熱効率	%	
		☐ 給湯単能機またはふろ給湯器	モード熱効率	%	
☐ 油だき温水ボイラー		連続給湯効率	%		
☐ 石油給湯器（直圧式）		モード熱効率	%		
☐ 石油給湯器（貯湯式）		モード熱効率	%		
(B) 該当機器および連続給湯効率またはモード熱効率					
助成対象経費 (機器本体+設置工事費)	円 (税抜)	助成金申請額 (上限3万円)	円 (1,000円未満切捨)		

裏面あり

省エネ家電（エアコン）	購入年月日	年 月 日		
	リサイクル年月日	年 月 日		
	メーカー・機種名			
	機種型番			
	購入店舗所在地			
	購入店舗名			
	省エネルギー基準達成率	%		
	通年エネルギー消費効率	（省エネルギー基準達成率が無い場合）		
助成対象経費 （機器本体費用）	円 （税抜）	助成金申請額 （上限1万円）	円 （1,000円未満切捨）	

省エネ家電（冷蔵庫）	購入年月日	年 月 日		
	リサイクル年月日	年 月 日		
	メーカー・機種名			
	機種型番			
	購入店舗所在地			
	購入店舗名			
	省エネルギー基準達成率	%		
	助成対象経費 （機器本体費用）	円 （税抜）	助成金申請額 （上限1万円）	円 （1,000円未満切捨）

宅配ボックス	設置完了年月日	年 月 日		
	購入先業者	☐ 区内 ☐ 区外		
	工事業者	（購入先業者と異なる場合） ☐ 区内 ☐ 区外		
	購入先業者名および所在地	業者名： 所在地：		
	工事業者名および所在地	（購入先業者と異なる場合） 業者名： 所在地：		
	型式名			
	3辺の長さ（縦×横×奥行）	cm × cm × cm		
	助成対象経費 （機器本体＋設置工事費）	円（税抜）		
	該当カテゴリおよび助成金申請額（対象経費×1/2）	☐ 戸建・区内業者・非IoT 5万円 ☐ 戸建・区外業者・非IoT 3万円 ☐ 戸建・区内業者・IoT 15万円 ☐ 戸建・区外業者・IoT 13万円	☐ 集合・区内業者・非IoT 10万円 ☐ 集合・区外業者・非IoT 8万円 ☐ 集合・区内業者・IoT 20万円 ☐ 集合・区外業者・IoT 18万円	円 （1,000円未満切捨）

クラウドサービス	サービス契約日	年 月 日	※3か月以上の利用必須 ※令和7年3月31日以前の対象サービスを利用して いた期間については、利用期間には加えない ※申請対象期間の末日は申請年度内	
	申請対象期間	申請対象期間初日		年 月 日
		申請対象期間末日		年 月 日
	クラウドサービス名			
	助成対象経費 （初期費用＋利用料）	円 （税抜）	助成金申請額 （上限30万円）	円 （1,000円未満切捨）

ZEB設計	BELS評価書交付年月日	年 月 日		
	ZEB認証ランク	☐ ZEB ☐ Nearly ZEB ☐ ZEB Ready ☐ ZEB Oriented		
	工事種別	☐ 新築 ☐ 増改築 ☐ 既存改修		
	設計業者所在地	品川区		
	設計業者名			
	ZEB対象建築物延床面積	m ²		
助成対象経費 （ZEB設計に係る上乗せ設計費）	円 （税抜）	助成金申請額 300～2,000㎡未満：上限150万円 2,000㎡以上：上限300万円	円 （1,000円未満切捨）	

ZEH・ゼロエミ住宅	補助金確定年月日	年 月 日		
	購入年月日	年 月 日		
	認証種別	☐ ZEHまたはZEH＋ ☐ Nearly ZEHまたはNearly ZEH＋ ☐ ZEH Oriented ☐ 東京ゼロエミ住宅		
	助成対象経費 （建物＋付帯設備費用）	円 （税抜）	助成金申請額 （上限30万円）	円 （1,000円未満切捨）

備考（記入欄に入りきらない場合は追記してください。）

様

品川区長

しながわゼロカーボンアクション助成金交付決定通知書

このたび申請のありましたしながわゼロカーボンアクション助成金の交付について、
下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 審査結果

助成金の交付を決定しました。
2. 決 定 日

年 月 日
3. 助成決定者
4. 助成決定額

円

(内訳)

円

円

円
5. 助成金の支払い

本通知送付後1か月程度を目安に、しながわゼロカーボンアクション助成金交付申請書兼請求書により指定いただきました口座へ振込みをします。
6. 留意事項

次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の取消しとなりますので、ご注意ください。

(1) 虚偽その他の不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) しながわゼロカーボンアクション助成事業実施要綱の規定または助成に付された条件に違反したとき。
7. 問い合わせ先

都市環境部 環境課 TEL

様

品川区長

しながわゼロカーボンアクション助成金不交付決定通知書

このたび申請のありましたしながわゼロカーボンアクション助成金の交付について、
下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1. 審査結果 助成金の不交付を決定しました。
- 2. 決 定 日 年 月 日
- 3. 不交付者
- 4. 不交付理由
- 5. 問い合わせ先 都市環境部 環境課 Tel

しながわゼロカーボンアクション助成金取下届出書

品川区長あて

〒

申請者住所・所在地

申請者氏名

電話番号

私は、 年 月 日付 品都環発第 号により標記助成金の交付決定を受けましたが、下記の理由により取下げを申し出ます。

記

1. 対象機器等

2. 助成金交付決定額 円

3. 取下げ理由